

商店街活性化施策

平成27年4月24日

経済産業省

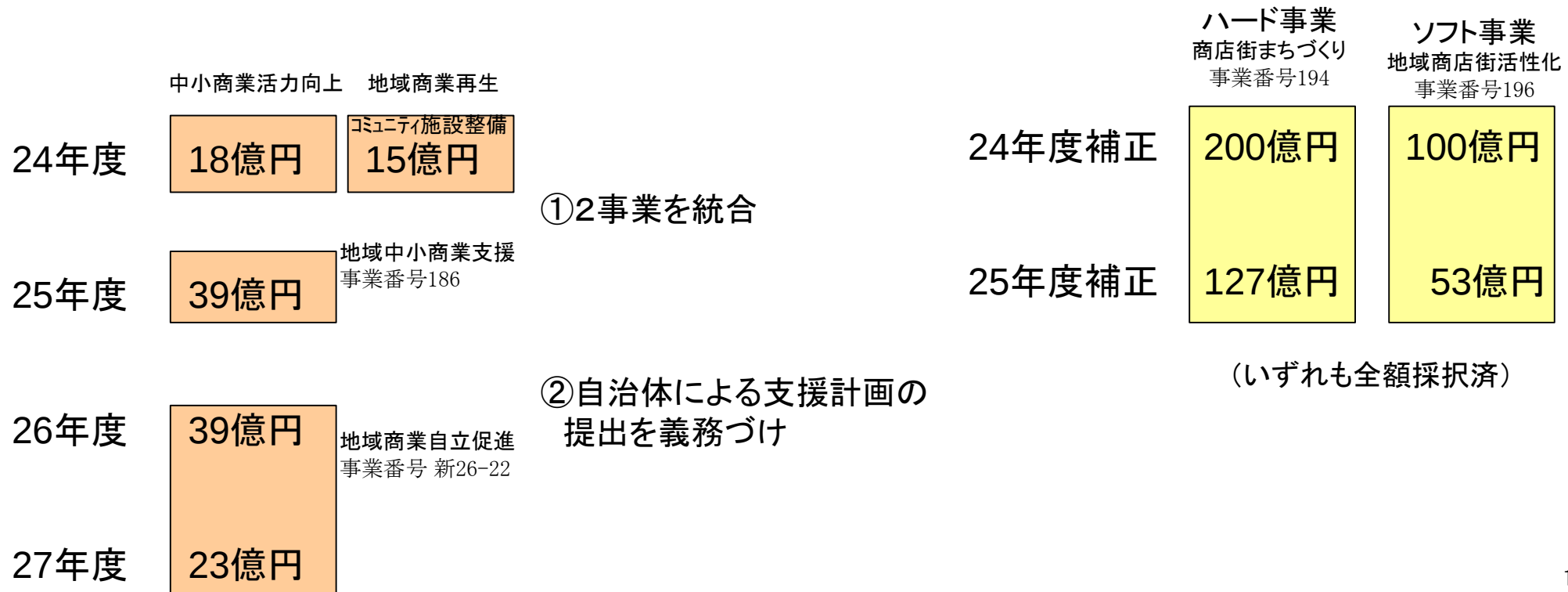
中小企業庁 経営支援部 商業課

商店街予算の全体像

○近年、商店街予算を見直しており、当初予算では、過去の累次の指摘を踏まえ、①事業を統合し、②商店街・自治体間の連携により商店街の自立を促す「先進的なチャレンジ」のみを重点支援。

(全国1万3000の商店街に対し、約150件/年を支援)

○また、補正予算は、消費税率引上げに対する緊急の経済対策として、全国の商店街の「体質強化」のために実施。



「秋のレビュー」での指摘を受け講じた措置（ポイント）

「全国への波及」を検証できる定量的な指標についても設けるべき。

歩行者通行量や売上等の指標の測定条件を徹底する。

評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とする。

事業終了後の効果検証の継続実施。

事業採択時での効果の継続性の見極め。

事業終了後の自立促進を促すべき。

地方自治体が強力に関与し、構造的課題に取り組む案件を優先する。

成果指標として、「他の商店街への事業波及効果が認められた補助事業の割合」を設定。

歩行者通行量は同一月内の平日2日間の平均、売上高は年度1年間の総計の測定を義務化。

事業特性に応じた追加指標の設定や、成功要因等他の商店街の参考になる情報の提供を求める。

5年間の実施効果報告書の提出に加え、目標を達成できない場合の対応策の報告を義務化。

「事業の効果の継続性の取組」の記載を義務化。事業採択時審査において、「効果の継続性」を評価項目に追加。

地方自治体の支援計画書に、具体的な関与方法（補助金、人的支援、情報発信等）を記載。

事業採択時審査における「地方自治体との役割分担」の比重の引き上げ。

政策効果の向上度合い、今後の課題

<政策効果>

○成果指標として、「他の商店街への事業波及効果が認められた補助事業の割合」を新たに設定し、予算事業で支援する商店街・自治体間の連携による「先進的なチャレンジ」が、他の商店街の参考となり、具体的に波及することを目指す。

(※) 前年度までは、補助を行った商店街の売上高及び歩行者通行量の目標達成割合のみで評価。

<今後の課題>

○各地域によって様々な成功要因の中身を分析し、より分かりやすい形で、情報提供を行うことが重要。

「秋のレビュー」での御指摘と講じた措置①

①「全国への波及」を検証できる定量的な指標を設けるべき

- ⇒ ・平成27年度行政事業レビューシートにおいて、成果指標として「他の商店街への事業波及効果が認められた補助事業の割合」を新たに設定する。

②歩行者通行量や売上の計測条件を徹底すべき

- ⇒ ・歩行者通行量については、同一月内における平均2日間の平均値の測定を義務付けた。
- ・売上高については、当該年度1年間の総計の測定を明確に義務付けた。

③評価に必要な情報提供に応じることを補助の条件とすべき

- ⇒ ・事業実施後5年間の効果報告書提出を義務付けた。
- ・全国への波及に当たり、他の商店街の参考となるような情報(事業特性に応じた追加指標、当該事業の成功要因 等)の提供を求めることとした。

「秋のレビュー」での御指摘と講じた措置②

④事業終了後の効果検証を継続的に実施すべき

- ⇒ ・事業実施後5年間の効果報告書提出を義務付けた。
・各年度の目標値を達成していない場合は、目標達成のための今後の具体的対応策について、報告義務を課すこととした。

⑤採択にあたっては、効果の継続性を十分に見極めるべき

- ⇒ ・申請書において、補助事業の効果を継続させるための工夫について、記載を義務付けた。
・採択にあたり、「効果の継続性」を新たな評価項目として設定した。
・各年度の目標値を達成していない場合は、目標達成のための今後の具体的対応策について、報告義務を課すこととした。（再掲）

「秋のレビュー」での御指摘と講じた措置③

⑥事業終了後の商店街の自立を促すべき

- ⇒ ・申請書において、補助事業の効果を継続させるための工夫について、記載を義務付けた。(再掲)
- ・支援計画書において、地方自治体の具体的な関与方法(例:補助金による支援、人的支援、情報発信活動)の記載を求めた。
- ・採択にあたり、地方自治体の関与について、審査のウェイトを引き上げた。

⑦地方自治体からの強い関与のある案件を優先採択すべき

- ⇒ ・支援計画書において、地方自治体の具体的な関与方法(例:補助金による支援、人的支援、情報発信活動)の記載を求めた。(再掲)
- ・地域が抱える構造的な課題に当該事業がどのように貢献し得るか審査・評価することとした。
- ・採択にあたり、地方自治体の関与について、審査のウェイトを引き上げた。(再掲)